

諮問日：令和3年3月15日（令和2年度（検審情）諮問第5号）

答申日：令和3年10月4日（令和3年度（検審情）答申第2号）

件名：札幌検察審査会における特定の審査事件に関する文書の不開示判断（存否  
応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

札幌検察審査会が特定日に特定の内容を議決した、特定の事件番号の審査事件7件に係る申立て受理から議決までに作成又は取得された検察審査会行政文書（以下、併せて「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、札幌検察審査会（以下「諮問庁」という。）が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの平成30年12月25日付け「検察審査会行政文書の開示に関する事務の基本的取扱いについて」（以下「開示申合せ」という。）記第2に定める開示の申出に対し、諮問庁が令和3年2月1日付けで原判断を行ったところ、開示申合せ記第10の1に定める苦情が申し出られ、開示申合せ記第10の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

原判断は不当であり、本件開示申出文書は一部開示されるべきである。文書の存否を明らかにした上で、不開示情報を除いた箇所を部分的に開示することは、十分に可能である。

本件開示申出文書の存否を答えることが、個人識別情報及び検察審査会議の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号及び6号に相当）を開示することになるとは考えられない。個人識別情報については、当該事件の審査申立人が報道機関の取材に応じて素性をある程度明かしており、被疑者の氏名も裁判所

の決定により明らかになっているから、これらを秘匿する意味がないし、公益上の理由により開示を行う場合にも該当する。また、検察審査会議の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に関しては、「支障」の定義があいまいで、原判断は恣意的に過ぎる。

行政機関の公文書で存否応答拒否となるのは、極めて個人の機微に関する記録に限定される。裁判所も対審を公開し、裁判記録の閲覧・謄写を認めており、本件開示申出文書が、それらの情報を上回って秘匿されるべき特殊な情報を含んでいるとは考えられない。

#### 第4 諮問庁の説明の要旨

- 1 事件番号で特定された審査事件が特定日に特定の内容によって終局したという事実の有無に関する情報は、被疑者又は審査申立人に関する個人識別情報（法5条1号）に相当する。また、同事件が特定の議決日に終局したという事実の有無に関する情報は、仮に同事実が存在する場合には、受理日等に関する情報を照合するなどして、特定の審査事件の審査期間を推測され、その長短により無用の批判や詮索を招き、審査会議における自由闊達な審査活動が阻害されるおそれがあるから、公にすることにより検察審査会議の適正な遂行に支障が生ずるおそれがある情報（法5条6号）に相当する。

したがって、本件開示申出文書の存否を答えると、法5条1号及び6号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになる。

- 2 苦情申出人は、個人識別情報について、報道機関による報道をもって秘匿する意味がない旨主張するが、報道は報道機関の責任においてなされるものであり、そのことをもって、当該情報が法5条1号ただし書イに定める情報に相当するとはいえない。

また、議決の要旨の揭示（検察審査会法40条）をもって、当該情報が法5条1号ただし書イに定める情報に相当するともいえない。

- 3 本件開示申出文書は、公益上の理由による裁量的開示を行うべきものには当

たらない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年3月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月27日 審議
- ④ 同年10月4日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 原判断は、本件開示申出文書の存否を明らかにしないで不開示とした。諮問庁は、特定の審査事件が特定日に特定の内容によって終局したという事実の有無に関する情報は、被疑者又は審査申立人に関する個人識別情報（法5条1号）に相当するから、本件開示申出文書の存否を答えると、同号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになるとした上で、これらの情報は報道により明らかにされているから秘匿の意味がないとする苦情申出人の主張に対しては、報道は報道機関の責任においてされるものであり、そのことをもって同号ただし書イには相当しない、また議決の要旨の掲示（検察審査会法40条）をもって、これらの情報が法5条1号ただし書イに相当するともいえないと説明する。

そこで検討すると、上記情報は、被疑者が不起訴処分を受け、同人ないし審査申立人に関する事件において特定の内容の議決があったという個人を識別することができる情報であると認められる（令和2年度（検審情）答申第1号参照）から、特定の審査事件に関する被疑者や審査申立人の個人に関する情報として、法5条1号に規定する不開示情報に相当する。

苦情申出人は、報道機関による報道等を根拠として、上記情報を秘匿する意味がない旨主張するが、特定の審査事件に関する被疑者や審査申立人の情報が新聞等で報道され、一時的に公衆の知り得る状態に置かれたとしても、これは

あくまで報道機関各自の取材結果に基づき、当該機関の方針等に沿って報道されたものであるから、そのことをもって、当該情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に相当するとはいえない。

また、検察審査会の制度上、議決後7日間、議決の要旨を当該検察審査会事務局の掲示場に掲示することとされているが（検察審査会法40条）、掲示場所及び掲示期間が限定されていることや掲示内容が刑事事件の被疑事実を中心とする事項であり、慎重な取扱いが要請されること等を踏まえれば、当該情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に相当するともいえない（令和2年度（検審情）答申第1号参照）。

- 2 また、諮問庁は、特定の審査事件が特定の議決日に終局したという事実の有無に関する情報は、仮に同事実が存在する場合には、受理日等に関する情報を照合するなどして、特定の審査事件の審査期間を推測され、その長短により無用の批判や詮索を招き、審査会議における自由闊達な審査活動が阻害されるおそれがあるとし、公にすることにより検察審査会議の適正な遂行に支障が生ずるおそれがある情報（法5条6号）に相当するから、本件開示申出文書の存否を答えると、同号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると説明する。

検察審査会法26条は、審査会議非公開の原則を定め、審査会議における自由な審査活動を保障している。審査期間が公になれば、その長短を巡って無用の批判や詮索を招くおそれがあり、それは一般の市民である検察審査員に大きな精神的負担を与えかねないし、ひいて審査期間の長短を考慮する余り、自由な審査活動に支障が生じるおそれも否定できない。

本件開示申出文書の存否を明らかにすると、特定の審査事件が特定日に議決された事実の有無が公になると認められ、そうすると他の情報と照合することにより、事件の審査期間を推認させることになると考えられる。その結果、上記のとおり、今後の審査活動において、公開しないで行うこととされる審査会

議における活発な議論が損なわれるおそれがあり、これは検察審査会法26条の趣旨に反するものである。

したがって、上記情報は、公にすることにより検察審査会議の適正な遂行に支障が生ずるおそれがある情報として、法5条6号に相当する（なお、令和2年度（検審情）答申第1号参照）。

- 3 1及び2の検討を踏まえると、本件開示申出文書の存否を答えることにより、法5条1号及び6号に規定する情報に相当する不開示情報を明らかにすることになると認められるから、これらに関する諮問庁の説明に不合理な点はない。

そのほか、苦情申出人は原判断が相当でない旨主張するが、原判断を問題とすべき事情を窺わせるものは認められない。

以上の次第であって、本件開示申出文書について、その存否を明らかにしないで不開示とした判断は妥当であると判断した。

検察審査会情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長            角   田   正   紀

委            員            神   田   安   積

委            員            野   口   貴 公 美